会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和2年7月29日(水曜日)
開催場所	茨木市立障害福祉センターハートフル 4階大会議室
議 長	新野会長
出 席 者	石田委員、山口委員、太田委員、上島委員、 中西委員、森川委員、岡田委員、森脇委員
欠 席 者	高田委員
事務局職員	北川健康福祉部長、青木健康福祉部次長兼地域福祉課長、 竹下健康福祉部次長兼相談支援課長、中井こども育成部次長兼子育て支 援課長、河原障害福祉課長、高橋福祉指導監査課長、 石井障害福祉課課長代理、中村相談支援課副主幹、 藤岡子育て支援課発達支援係長、女鹿福祉指導監査課指導監査係長、 名越相談支援課相談二係長、刈込障害福祉課認定給付係長、 藤山障害福祉課計画推進係長
議題(案件)	 1. 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定にかかる 今後の予定(概要) 2. 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の取組状況等 について 3. 障害福祉に係る新型コロナウイルス感染症関連支援事業について 4. その他
資料	次第 資料1 障害児福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定 にかかる今後の予定(概要) 資料2 障害福祉計画(第5期)の取組状況等について 資料3 障害福祉に係る新型コロナウイルス感染症関連支援事業に ついて 配席表

議事の経過

発 言 者

発言の要旨

石井障害福祉 課課長代理

皆さん、こんにちは。

定刻より少し早いですが、委員の皆様お揃いですので、ただいまより令和2年度茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間につきましては90分以内、3時30分までを予定しておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、マスクを御着用での会議になりますので、御発言の際には必ずマイクを使用していただきまして、手話通訳士が聞き取りやすいように御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

会議を開催しますが、北川健康福祉部長におきましては緊急の会議が入っておりまして、少し遅れてくることを御報告させていただきます。

それではまず初めに、委員の解嘱について御報告させていただきます。市民委員として御参加いただいておりました大木委員につきまして、自己都合により辞職願の提出があったため解嘱されましたことを御報告させていただきます。

それでは当日資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元には式次第、そして資料1から3、そして計画書、皆様お持ちでしょうか。もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局にお申し出ください。

よろしいでしょうか。皆様、当日資料についてはお手元におありで すね。

それでは、会議の議事進行は会長が行うことになっておりますので、新野会長よろしくお願いいたします。

新野会長

皆様、お久しぶりでございます。こんにちは。

本来ですと、5月26日にこの会議が開かれる予定でございましたけれども、延期になりまして、今日、年度1回目の分科会を開催することとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本年度も障害福祉の増進のため、積極的な御意見を賜りますようによろしくお願いをいたします。

総合保健福祉審議会と同様、本分科会の会議録は原則公開ということになりますので、御了解をいただきますようにお願いをいたします。

それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告を お願いいたします。

石井障害福祉 課課長代理

本日の委員の出席状況につきまして御報告いたします。

委員総数10名のうち御出席は9名、欠席はお一方です。過半数以 上の出席をいただいております。また、本日は2名の方が傍聴されて いることを御報告いたします。

新野会長

では、議事に入ります前に、会議の進め方についてお諮りしたいと 思います。

本日は議題が4つ出ております。それぞれの議題について事務局か ら説明を受けまして、その内容について皆様から御意見、御質問など をいただくということで、議題ごとに区切りをつけていくというやり 方でよろしゅうございますでしょうか。

大きくうなずいていただきました。ありがとうございます。

では、議事に入っていきたいと思います。

初めに議題1、皆様のお手元にあります、この式次第ですね。議事 次第、これの1番「障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2 期)策定にかかる今後の予定(概要)」というのを御報告、御説明い ただきたいと思います。今年度の計画策定にかかるスケジュールにつ いての御説明でございます。

よろしくお願いいたします。藤山さんですね。

藤山障害福祉 長

よろしくお願いします。私、障害福祉課計画推進係長の藤山と申し 課計画推進係 | ます。座って説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

> では、お手元の資料1を御覧いただきますようにお願いいたしま す。

今年の1月に開催をいたしました、昨年度第2回の本分科会におき まして、令和2年度、今年度における障害福祉計画第6期及び障害児 福祉計画第2期の策定スケジュールを一旦昨年の段階でお示しをさせ ていただきましたがその後、新型コロナウイルス感染症の発生により まして、茨木市だけでなく国あるいは府における計画検討の動きも一 旦ストップしてしまうといったようなことがあったり、当初予定のス ケジュールからは大きく変更をすることを余儀なくされている状況で す。そこで、この7月の現時点において、改めて今後のスケジュール という形でお示しをさせていただきまして、委員の皆様と共有をさせ ていただきたいということで考えております。

まず横の表になっている形のものを見ながらということですが、ま ず本日の第1回分科会におきましては、現時点で次期計画の基本方針 あるいは骨子案といったものが示されておりませんことから、今日の 段階では現計画の昨年度実績の報告をまずさせていただきまして、委 員の皆様におかれましては、次期計画に反映させるべき内容あるいは 課題について御検討をいただければと考えております。

8月上旬、来週になりますけれども、次期計画策定に向けた大阪府のヒアリングが予定されておりまして、その時点で次期計画の基本方針や骨子案が示されると聞いております。そこで示されました基本方針等を受けまして、茨木市内の障害当事者団体あるいは障害福祉サービス事業所と意見交換の場を設ける予定をしておりまして、その意見交換の内容を含めて、本市としての計画のまずは枠組みを作成する予定であります。

続いて10月頃に予定をしております、第2回の本分科会におきまして、示された国・府の基本方針等とともに、本市の計画の枠組みをお示しいたしまして、御意見を頂戴するとともに、今年度末で中間年を迎えます長期計画の進捗や今期の計画の指標の一つである地域生活拠点の整備検討状況についても報告をさせていただきたいと思っております。

10月に予定している第2回の検討を踏まえまして、計画の枠組み というものを確定いたしまして、そこに具体的な数値等も盛り込んで いく形で、12月頃には第3回の分科会を開催する予定です。

そこでいただいた御意見を踏まえ数値等の調整を経て、年明けになると思いますが、計画に関するパブリックコメントを実施いたします 予定です。

最終的には今年度末、3月頃に予定しております、総合保健福祉審議会において、計画策定の御報告をさせていただく予定になっております。

スケジュールに関します報告は以上になります。

藤山さん、ありがとうございました。

皆様のお手元に、もう随分以前にですけれども、今お話に出てきました1月23日に開かれました、昨年度の第2回の分科会で、この6期並びに児童の2期の策定に向けた方向性についてが議題で既に出ているんですね。ところがそこでストップをしてしまいました。日程も大きく変わってしまいましたので、再度、それに関しての日程を組み替えるという内容の御説明をいただいたようなところでございます。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

太田委員さん。

太田委員

8月の障害福祉サービス事業者等への意見聴取というところなんですけれども、これはもう少し詳しく教えていただきたいのですが、この事業者等とありますけれども、具体的にこれはどういう形で事業者には意見を聴取するのか。あるいは協議等を行う予定はあるのか。あ

新野会長

と「等」となってますけれども、事業者以外ですね。例えば当事者団体ですとか、そういったところも含まれているのか、その辺り詳しく教えていただきたいです。

新野会長

8月の意見聴取というのはどういうものなのか。

それからサービス事業者等の「等」には何が含まれるのかということでございますね。

お願いいたします。

藤山障害福祉 課計画推進係 長 お答えさせていただきます。障害福祉課の藤山です。

まず、障害福祉サービス事業者等というところにつきましてですが、一つ考えておりますのが、まさに太田委員が所属されております障害福祉サービス事業所連絡会様のほうに、市からお声かけをさせていただきまして、それぞれいろいろな業態のサービスの事業者様がそこには加盟してくださっておりますので、その事業者様のそれぞれの業態の方から少し代表を出していただいて、意見交換をするような場を設けたいなと思っております。そこについては、また事業者様の選定等については、連絡会様のほうにお願いする場面が出てくるかと思います。全ての事業者様を呼んでというのは少し難しいかと思っております。で、代表の事業者様を選定していただいて、お話をお伺いすることができればと考えております。

また「等」というところでいいますと、障害当事者団体の方にもお話をお伺いしたいと思っております。どこにお声かけをするのかということに関しましては、茨木市内にあります障害当事者の団体等を取りまとめてくださっております、茨木障害フォーラム様のほうにお声がけをしたいと考えております。その中でいろいろな障害特性をお持ちの方の団体なりが所属されておりますので、いろいろな代表の方にお声をいただけるような機会を同じく設けたいと思っております。

あともう一点は、障害児福祉サービス事業所ですね。障害福祉サービス事業所連絡会の中には、児童のサービスの事業所様が加盟して余りいらっしゃいませんので、障害児福祉計画の策定に関する部分の御意見については、障害児の福祉サービス事業所のほうにもお声かけをいたしまして、意見をお伺いする場を設けたいというふうに考えております。

以上です。

新野会長

太田さん、よろしゅうございますでしょうか。何かまだ追加がございますか。

太田委員

相談支援事業所が、実は障害のほうの事業所連絡会には含まれてないんですけれども、自立支援協議会等でその辺りは意見聴取もしていただいているのかとは思いますが、相談支援のほうからもしっかりと

意見を聞いていただきたいなということをお願いを一つさせていただきたいと思います。

それともう一つ質問なんですけれども、この意見聴取の期間が8月、9月末までとなってますけれども、実際に10月のこの分科会のところに、骨子案とかその辺りを出すに当たっては、その取りまとめの作業とかも必要になると思うので、実質的な期日といいますか、それがどの辺りになるのか。それを具体的にどのように、この意見を反映することを、どの場でどういう形で検討していただくのか。その辺りをもう少し教えていただければと思います。

新野会長

ありがとうございました。

藤山さん、お答えいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

藤山障害福祉 課計画推進係 長

大阪府のほうから示されてまいります案等が、今こちらの手元にない中でお答えしにくい部分もあるんですけれども、確かにおっしゃっていただいたとおり、8月に情報がきてから次10月の会議までに、取りまとめを行わなければいけないということで、非常に短い期間での作業になることが予想はされています。できる限り、その大阪府から下りた情報を早急に市のほうでまずは理解をいたしまして、意見をお伺いできる形というものを、8月のお盆ぐらいまでにはつくりたいなと思っています。そこから日程の調整をそれぞれの団体さんとさせていただきまして、できることであれば8月中にはお話を聞く場を末には設けることができたらなと思っています。

中身が今無い中ですので、どのような意見が出て、どのような形で 反映するかということを具体的に申し上げることはかなり難しいんで すけれども、もちろん全て出た意見が計画に盛り込めるとお約束でき るものではありませんが、やはり枠組みを決めて、この3年間その計画に基づいて新たにやっていくということですので、事業所、あるい は当事者の方々がその計画について納得のできるようなものになるように、お声はしっかりと聞いていきたいと思っております。

また、そこで意見を取りまとめた案を今日お集まりの委員の皆様にも、もちろん意見を伺う機会はありますし、最終的にはパブリックコメントで市民の皆様に御意見を伺う機会というのもございますので、事業所様あるいは当事者様の御意見で、全てが完成版になるということではないかなというふうに思っております。

以上です。

新野会長 太田委員

太田さん、続きがございますか。

それと、この分科会の意見等は、当然反映をしていただけるんだと 思いますが、今日はコロナの関係で時間も短縮ということで十分に意 見が出せないとは思いますので、これまで過去のこの分科会で、私も 含めて意見を上げさせていただいているんですが、そういったことも 検討の材料として入れていただけるということでよろしいですかね。

新野会長

ただいまの太田委員の御希望、御要望をどうぞ取り入れていただきたいと思います。

藤山さん、よろしくお願いいたします。

藤山障害福祉 課計画推進係 長 ありがとうございます。

もちろん、以前からお伺いしている意見も含めて、次期計画への反映を考えております。

太田委員

最後に3月の第1回の審議会、ここでこの計画策定の報告となっていますが、この審議会には例えば私なんかは、この分科会のみの参加で、この全体のほうの親会のほうには入っていないんですね。そういうところで難しい面はあるので、それは仕方ないとは思うんですが、できればその審議会のほうに入っていない、この分科会メンバーに対しても、審議会の委員と同様に、資料を同じタイミングで、できれば配付いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

新野会長

いかがでしょうか。

この総合保健福祉審議会というのは分科会が4つございますね。その全ての情報を、この障害分科会のメンバーにも開示をしてほしいということでございます。

いかがでしょうか。

藤山障害福祉 課計画推進係 長 今回の会議の開催に当たりまして、地域福祉課のほうにもこの総合保健福祉審議会のことで一部の委員しか参加されないのでというのは私のほうから確認をさせていただいておりまして、もちろん資料はお送りする予定でおるというふうに聞いているんですが、そのタイミング等について、それが同じタイミングになるのか、あるいは会議録をお送りする際にまとめてになるのかというところがありますので、そこについては今日お伺いしました御要望について、地域福祉課のほうにはきっちりお伝えさせていただこうと思っております。

新野会長

御要望について御検討いただくということでございます。

ありがとうございました。

ほかの方で、この議題に関しまして何か御意見、御質問ございます でしょうか。

それでは、この議題1は、これで終了させていただきまして、次に 進みたいと思います。

議題2「障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の取組状況等について」でございます。事務局から説明をお願いいたしますが、これは実は、昨年度に検討・報告を済ませている内容のもので

藤山障害福祉 弓 課計画推進係 す。 長 ま

ございますので、繰り返しになる部分もあるかと思いますけれどもよ ろしくお願いいたします。

引き続き、障害福祉課の藤山のほうから、説明をさせていただきます。

お手元の資料2に沿いまして、この後、障害福祉課と子育て支援課の2課から、順に説明をさせていただきたいと思っております。

まずは「障害福祉計画(第5期)」の取組状況についてです。会議時間の都合もございますので、項目については全てではなく主な項目を抜粋して御説明とさせていただきたいと思っております。御了解をお願いいたします。

ではまず1ページ〔1〕福祉施設の入居者の地域生活への移行者数というところになります。

昨年度令和元年度におきましては、福祉施設からの地域移行者は3名いらっしゃいましたが、新たに施設に入所される方もいらっしゃったため、施設入所者の削減数としては結果として0となっております。施設入所者の地域移行に当たりましては、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、施設訪問や地域で暮らす人との交流会の実施など、地域移行への動機づけにつながる取組を行っておりますが、新型コロナウイルスの流行を受けまして、手法の再検討が必要になっている状況です。

ページは2ページに移っていただきまして〔3〕障害者の地域生活の支援についてです。地域生活支援拠点の整備状況は、令和元年度末において現時点では未整備となっております。地域生活支援拠点に必要な機能として示されている5つの機能につきまして、それぞれ関連する機関や障害者地域自立支援協議会の部会等と連携調整を今進めておるところです。

次回、第2回の本分科会におきまして、次期計画に位置づける関連 指標と合わせまして、本市における拠点の整備イメージと各機能の概 要についてお示しできればと考えております。

続きまして、ページの中段 [4] 福祉施設から一般就労への移行者 数等でありますが、市内におきまして、就労移行支援事業の利用者数 や就労移行率、その他のサービスも含む就労移行者数は、計画に対し ても順調に推移している状況です。

4ページに移っていただきまして、④平成30年度に新設されました就労定着支援のサービスについてです。このサービスの利用を開始した後1年間を経過した利用者の職場定着率は、今のところの実績で100%、このサービスを使っている人は1年経ってもずっと働き続けられていますよということです。100%となっておりまして、今

後も、このサービスの利用が進んでいくことが見込まれています。

続きまして、中段の⑤就労継続支援(B型)事業所の平均月額工賃についてです。平成29年度から令和元年度までの3年間につきましては、工賃の平均月額が13,000円少しでほぼ横ばい。わずかに上がってはいるんですが、ほぼ横ばいとなっておりまして、計画値とは平均月額として約1,000円の開きがある状況です。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、自主製品の販売機会が無くなるであったりとか、役務の受注が減少したりと、工賃にマイナスの影響を与えかねない状況も見られておりますので、次期計画の策定に当たりましては、影響等を注視していきたいというふうに考えております。

続きまして5ページからは、活動指標としてさまざまなサービスの 実績の達成率をお示ししています。

[1] 自立支援給付の中の訪問系サービスや短期入所に関しましては、ほぼ全てのサービスにおいて計画値を上回る実績となっています。受け皿となります事業所あるいは人員の量的な安定というのは引き続き課題となっておりまして、今整備を進めております地域生活支援拠点の機能としての人材確保・人材育成手段というものを構築していくということが必要になっております。

ページは7ページ下段の相談支援のところを御覧ください。

計画相談支援の実績につきましては、計画値こそ上回っておりますがサービスを利用している人に対して十分に行き渡っているという状況ではありません。引き続き、相談の担い手を増やすための取組を行うことと合わせまして、基幹相談支援センターを中心とした市域全体の相談支援体制の中で、サービス利用者の意向等をきっちりとキャッチしていく必要を感じております。

ページ8ページから11ページが、地域生活支援事業に関しての実績をお示ししたところになります。御覧いただくのは11ページの上段、(9)の地域活動支援センターの欄を御覧ください。市内には地域活動支援センターI型につきましては「菜の花」、II型については、「障害福祉センターハートフル」を整備しております。II型については利用実績の少なさ等から、令和元年度中に2カ所が閉鎖になっております。サービスとしてのIII型の役割等につきまして、今残った2つの事業所とも確認をしながら、次期計画に必要な役割や量について反映していく考えです。

障害児福祉計画につきましては、この後子育て支援課から説明をさせていただきます。

続いて、児童のほうをお願いいたします。

新野会長

藤岡子育て支 子育て支担 接課発達支援 ただきます。 係長 資料でいい

子育て支援課発達支援係長、藤岡と申します。座って説明させてい ただきます。

資料でいいますと12ページからになります。

障害児福祉計画(第1期)の取組状況ということで、まずは成果目標についてが、12ページ、13ページまでになっております。提供体制の整備ということでの事業所の箇所数というのが目標に設定されておりますけれども、こちらについては既に計画終了期間を待たず目標値を達成しておりますが、前回の会議のときにも御指摘をいただいておりますように、児童発達支援センターの機能を強化すると申し上げておりまして、具体的にまだ何がということは言えないんですけれど、その方向で次の計画案の中ではお示しできればなと思っているところです。

その下、医療的ニーズへの対応ということで、こちらも重症児を受け入れていただける児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの整備数というのを目標しておったんですけれど、こちらについても事業所の数としましては、新しい事業者が市内で事業を開始していただくということになりましたので、目標としては達成しております。

しかしながら実際のニーズ、利用したい方が全て利用できているという状況でもないと思っておりますので、今後、ニーズに応じて検討をしていく必要があるかなと思っております。

その次、最後のところです。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置ということでありますけれども、こちらも協議の場としましては、障害者地域自立支援協議会の子ども支援プロジェクトチームを協議の場として位置づけさせていただいております。しかしながら、今般コロナのこともありまして、参加していただいている保健所ですとか、なかなか動ける状況でもなく、協議というのはまだ実際には進んでいないところであります。引き続き協議を進めていくことが必要と考えております。

以降につきましては活動指標ということで、通所支援全般での傾向ではないですが、未就学児に対する支援につきましては、医療型児童発達支援、児童発達支援ともに利用者数の大きな増加はなく、ほぼ一定になってきております。しかしながら、放課後等デイサービスにつきましては、引き続き、利用者数の増加というのが続いておりまして、近年の傾向というか評価になります。

あと保育所等訪問につきましても、利用人数というのはだんだん増 えてきておりまして、実績も増加してきております。

最後に居宅訪問型児童発達支援、こちらの茨木市内の事業所はございませんが、市外の事業者さんを利用される方が出てこられたので、

実績としてはあがってきています。

最後のところです。相談支援につきましては、障害福祉計画の説明の中でもありましたが、利用したい方が利用できる状況では全然ございません。特に児童の相談支援につきましては、成人に比べてもまだまだ導入率が低くなっておりますので、引き続き、市としましては、相談支援員を増やしていただくための働きかけということで補助金なんかも、今年度についても児童についてはちょっと見直しをさせていただいたというのもありますが、引き続き、提供体制の確保に向けて努力しているところであります。

簡単ではございますけど、以上で終わらせていただきます。

新野会長

ありがとうございました。

成人に関しましては藤山さんが。そして児童に関しましては藤岡さんが御説明をくださいました。

ただいまの説明に御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御自由 にお願いいたします。手をお挙げください。

山口委員さん。

山口委員

丁寧な御報告ありがとうございました。委員の山口です。

計画相談支援のところで、大人の成人の方と子どもの方の、現段階の具体的な支給決定者数に対する計画とかの支給決定のある方の現段階のパーセンテージを教えていただいてよろしいでしょうか。

新野会長

資料では何ページになりますか。

山口委員

7ページと13ページです。

新野会長

長

7ページ、13ページをお開けください。

刈込障害福祉

障害福祉課認定給付係長の刈込といいます。

課認定給付係

藤岡子育て支

者のほうの導入率は、令和2年3月30日時点で36.3%となっております。

膝両十百(文

続きまして児童の分になります。

援課発達支援 係長 こちら、給付決定者数1,308人に対して259人の方が利用されているということで、パーセンテージとしたら19.8%ということになります。

山口委員

すみません。ありがとうございます。

新野会長

よろしゅうございますか。

成人は36%、児童のほうは19.8%というお答えでございました。

ほかにございますか。

森脇委員さん、お願いいたします。

森脇委員

今の山口委員さんの話につけ加えて、毎回この話は出てきていることだと思います。私がやっぱりちょっと市民の目から見て、この資料

の7ページと13ページの表って分かりにくいんですよね。全体的に何パーセント、今山口委員が言われたように、全体の必要な人に何パーセントついているかというのが、やっぱり大切だと思うんです。もちろん1年ごとに目標を決めて、それが確定できたかということも大切だと思うんですけど、また別の表として、補足資料みたいなものがあれば、その中に成人で28年度、29年度、30年度、何パーセントになりましたということがあれば、ちょっとずつ増えているんだなとか、やっぱりちょっと減ったんだなということが視覚的に分かりやすいと思うんです。それが成人の分と児童の分とがあれば、茨木市の今の相談支援員が何パーセントついているかということが見やすい。この表だと100%とか、高いパーセンテージになってるんです。その年の実績に対して達成できたかという形になっているので、その点ちょっと、この表はこの表で、その府とか国とかのそれに基づいて作られているものなので必要だと思うんですけれども、市民が見やすいようなデータも作っていただければありがたいと思っています。

新野会長

ただいまの森脇委員さんの御注文に事務局、御返答をお願いいたします。

藤山障害福祉 課計画推進係 長 ありがとうございます。

これにつきましては、計画相談支援の部分以外も含めての話になるのかなと思うんですが、今回お示ししている資料につきましては、計画値として設定したものに対して、どれだけの進捗かということでの報告になっておりますので、おっしゃっていただいたとおり、全利用者に対して、どれぐらいの割合の方が御利用されているのかとか、行き渡り度合いということをお示しする内容にはなっていないものになります。

また、ちょっとそのほかのサービスも含めて、どのサービスのものをどういう形でお示しすればいいのかという話については、また個別に、ちょっとこの場所とは違うところで、もし御意見などゆっくりとって時間をいただければ、またお示しの仕方も含めて考えていきたいと思っております。

新野会長

ありがとうございました。

ほかにどなたか御意見、御質問等ございますでしょうか。 森川委員さん。

森川委員

9ページの意思疎通支援事業に関してですが、今コロナウイルスが 流行っている関係で、通所支援も合わせて考えていくことになると思 います。やっぱり援助する人がニーズに対してその援助する側がコロ ナにかかってしまう危険性もあります。また対象者がコロナにかかっ てしまったり、その方が援助を求められても行くことができないとい う課題もあるかと思います。

また、手話奉仕員養成事業も同じで実際、奉仕員養成をする人は増えていく必要があるかと思いますが、養成できる場所の確保がこれからもコロナが蔓延している状況の中で、この先の様子が見えません。それに対して、これからどのように計画をして進めていくのか、どのような考え方があるのか、お聞きしたいと思っています。

新野会長

ありがとうございます。

ただいまの御質問は、次の議題の3番で出てくることなのでしょうか。あるいは別にお答えいただけますでしょうか。

援助者があるいは御利用者が、この感染症にかかった場合、どのような手だてがあるのだろうかというようなことだと思うんですけれども。

刈込障害福祉 課認定給付係 長 障害福祉課の刈込です。

1件目の趣旨が少し難しい部分ではあるんですけれども、派遣事業については、今入院とか通所とかそういうような今イベントとかの派遣とかは少なくなっていて、今、派遣自体は、このコロナ禍においては職員で対応していたところになります。なかなかコロナのことが起こったときの対応というのは、難しいところではあるんですけれども、できる範囲でタブレットを利用して、支援がなかなか行けないという状態はつくらないように努力をしていたり、あと病院に行くときも、できる限り衛生対策に気をつけながらやっているというところでしか、今対応できていないような状況ではあるんですけれども、1件目については、なかなか回答が難しい部分ではあるので、そういう回答でしか、できないようなところです。

2点目の要請確保については、コロナ禍において、直接多数の人が 集まってというのは難しい状況ではありますので、今後はICTの技 術ですね。YouTubeであるとか、ZOOMとかという技術も今いろんなと ころで使われてますので、そういうところも活用しながら、今後検討 していきたいなというふうに考えております。

新野会長 森川委員

森川さん、続きがおありです。

それに関してなんですが、皆さんの考え方としては、ICTの考え方、ZOOMとかYouTubeとかを使うという考え方があるかと思います。けれども実際手話に関しては、普通の一般的な講義ではなく、やっぱり実践の勉強になりますので、一人一人直接その場で指導をするという方法が必要になります。やっぱり聞こえない人の特徴に合わせたやり方とか、それをするためには現場で一緒に会って指導するというのが大事な部分でもあります。その辺りの考え方はいろいろあるかと思いますが、手話奉仕員養成というのは、やっぱり現場に行って直接会

って指導して育てていくというのが一番大切な部分になると思います。そうなってくると実際集まる場の保証が必要になってくるかなと思っています。その部分も、これからの計画の中で入れていただけたらありがたいなと思っています。

新野会長

ありがとうございました。

何か事務局としてつけ加えてお答えいただくことはございますでしょうか。

藤山障害福祉 課計画推進係 長

障害福祉課の藤山です。

次期計画に盛り込むべき内容としての御意見を頂戴したかなという ふうに思っております。

先ほど刈込のほうからお答えさせていただきましたことは、今現在進行形で今行っているところになります。ICTの活用と申しましても、急に全てをICTによってすることというのは恐らく難しいんだろうというふうにも思っておりますので、コロナウイルスのリスクを下げるために活用するというような考え方で、まずは導入ということを考えていくことになるかとは思いますけれども、やはり手話奉仕員になっていただく方の学びの場が途絶えないようにということでの御意見だったというふうに理解をしておりますので、そこにつきましては、場所・手法含めて、市として考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新野会長

ありがとうございました。

今後の計画の中に参考にしていただきたいというところでございます。

いかがでしょう。ほかにまだ10分ぐらい時間がございますが。ほかに御意見、御質問等。

太田さん、お願いいたします。

太田委員

まずは1ページの一番最初のところです。これは施設の入所者の地域生活への移行のところですが、ここについては、これまでも大きな課題であるということで確認をしてきているところだと思うんですが、今日は時間もありませんので、もう繰り返しはしませんけれども、これまでお伝えをしてきたこと。前回の議事録を見てもらってもいいですし、さかのぼって確認をしていただきたいと思います。ここについては重点的に取り組んでいくという意識を持っておいていただきたいなというお願いが1点です。

もう一つが2ページ目、地域生活支援拠点の整備のところです。ここについて具体的に、今どのような形で検討されているのかというのを、できれば教えていただきたいと思っています。

そのほかありますけれども、ひとまずここまでで切らせていただき

ます。

新野会長

太田委員さんの御質問は、地域移行の現状。それから生活拠点、これをどう考えているのかということでございます。

事務局からお答えいただけますでしょうか。

藤山障害福祉 課計画推進係 長

障害福祉課の藤山です。

まず1点目の地域移行につきましては、おっしゃっていただいたとおり、以前から御指摘を再三いただいておりまして、計画に対しましても、実際の数字といたしましても、進捗が芳しくないこの項目につきまして、やはり市として本腰を入れてやってほしいということは以前からお話を伺っておるところです。実際その利用されている方に、どうアプローチをしていくのか。あるいは今後入所しようとしている方に、どうアプローチをしていくのかということは課題かと思っておりますので、そこについては数値だけではなくて、そこの背景にある取り組みも含めて考えていきたいと思っておりますので、御意見頂戴したと認識しております。

2つ目の地域生活支援拠点。先ほどの説明の中で、詳しくは10月の第2回で説明をしますというふうには申し上げておるので、現時点でどこまでお話ができるのかというところはあるんですけれども、具体的にその機能が5つありますので、検討の進め方といたしましては、その機能別にまず一つずつ、この機能についてはどうやって市として整備をしていこうかということを、5つの機能についてそれぞれ、今分けて検討をしている状態です。その5つのそれぞれの機能についての整備のあり方が、検討がある程度進んだ時点で、それを全て俯瞰的に見て、地域としてどのように拠点機能が整備できたのかということを分かりやすく皆さんにお伝えできるような、そういう5つの機能を一つに、一目で見られるような形での説明ができるような準備をしておるということになりまして、今の時点ではまだその全体像ということをお示しできる状況ではないので、個別の機能の検討をそれぞれ進めておるというところになります。

ちょっとこの個別機能のどの機能がどういう検討状況なのかということを、今詳細にお話ができる状況ではないので、申しわけありませんけれども、詳しくは10月の第2回での報告をお待ちいただければと思っております。

新野会長

ありがとうございました。

生活支援拠点については、新しく10月に具体的なお話がなされる ことになるであろうということでございますので、御了承いただきた いと思います。

いかがでしょうか。ほかに。

太田委員

では太田さん、続きですね。

5ページのところですけれども、事前にちょっと藤山さんには確認させてもらったんですが、5ページのこの訪問系サービスの知的障害者の重度訪問介護のところが、私の把握しているところと少し違うなということで確認をさせてもらいました。

その辺りは藤山さん、改めて私から伝えさせてもらったほうがいいですか。

お答えします。

藤山障害福祉 課計画推進係 長

太田委員新野会長

藤山障害福祉 課計画推進係 長 そうしたら藤山さんから説明もらっていいですか。

皆さん、資料の5ページを開けていただきまして、上から2つ目の 知的障害者の重度訪問介護の欄を御覧ください。

知的障害者の重度訪問介護という欄について、太田様のほうから御 意見をいただいたんですが、3人955時間という記載があります が、実際とちょっと違うんじゃないのかという御指摘を会議前に御連 絡をいただいています。

そこについてですが、こちらは市での集計の方法によってそうなっ たものがありまして、どういうことかといいますと、障害、身体障 害・知的障害・精神障害、ちょっと障害児は置いておいて、その3障 害が書かれていますけれど、障害を併せ持つ方という方がいらっしゃ います。例えば身体障害と知的障害者であったり、身体障害と精神障 害であったり、重複で障害を持っておられる方のデータを、どこの項 目でカウントしているかというようなことによって、実際でいいます と身体障害と知的障害者を併せ持っておられる方のデータがお一方 分、身体障害者のほうでカウントをされていたがために、知的障害の ほうが1人分少なくなっているよということが起こっています。太田 委員のほうからは、そのときに合わせて御指摘をいただいて、当該そ の人というお話を詳しくする話ではないんですが、重複障害を持って いる方については、その主たる障害というのがそれぞれの人にあるの で、その主たる障害に沿った形で集計が進むように、集計の方法を考 えてほしいということで御意見を頂戴しています。市のほうでシステ ムの問題もありますので、どういった形で集計ができるかというのは システム担当、集計の担当のほうにも既に申し伝えておりますので、 今後集計の方法については、改められるように考えていきたいと思っ ております。

太田委員

ありがとうございます。

そういうところで、3名となっていますが、実は4名が実際のとこ

ろだということなんです。時間数についても、これではない時間数が 実際のところになっています。重度訪問介護、この知的障害者への対 象拡大は、身体障害より遅れて対象拡大をされまして、私のほうで支 援をさせてもらっているところで、知的障害による重度訪問介護の利 用という形での手続をさせてもらっていますので、そのところについ ては、当然障害福祉課としても一緒にやってきていますので十分把握 はしていただいていることなので、にも関わらず、こういうふうなこ とになってしまうというところ。それについては、だから改善をして いただきたいんですが、実際私たち、検討するに当たって、この数字 が間違っていると、実態を反映していないということになりますと、 もう評価も変わってきますし、当然計画も変わってきますので、この 数字のチェックというのは、なかなか私たち外部ではできませんの で、当然やっぱり行政としては、そこはしっかりと実態を反映すると いう形にしていただかないと、そこは評価・計画、我々が検討する、 その点にも影響してきますので、しっかりとお願いしたいというふう に思っています。

それと、今回のこの評価。例えば6ページに、この訪問系の評価というふうにまとめていただいているんですが、これがやっぱり不十分ではないかなというふうに思います。訪問系と短期入所まで、一緒に評価されていますけれども、まずこれは当然分けるべきだと思いますし、訪問系の中でも、それぞれの事業あるいは障害ごとで、全く状況が違うわけです。それを一くくりに、しかも3行程度で評価するというのは、ちょっと評価としては不十分だと思うんです。しっかりとした評価ができないと当然計画というのもしっかりしたものになりませんので、項目ごとに評価をしていただきたいなというふうに思います。

また、その評価の仕方ですね。単にこの目標と実績の比較というだけではなくて、実際のところ、ここの数字で出てこないところ、それをどういうふうに把握していくのかということについても検討していただきたいと思っています。

実際に、これを見させてもらって思ったのが、例えば目標と実績を比較して、実績として100%であるから、これはうまくいっているのかといったら、一概にそうも言えないと思うんです。あるいは達成率がすごくこう、100%以上大きく伸びてるということについて、これをどう捉えるのか。これは私の現場感覚でいいますと、計画自体はそもそも適当な計画じゃなかったというところなんです。要するに実態にそぐわない計画であったために達成率がオーバーしているというだけで、これは全く目標を大きく超えているから、これはしっかり

と取り組めているということにはならないんです。そういったところの実態の評価、実態を踏まえた評価をしていかないと、当然、じゃあ次の計画をどうするのか。もう目標率達成してるから、これでオーケーですとかね。そういう安易な評価ではなく、そういったところもしっかりと見た上で考える必要があるのかなというふうに思っています。

新野会長

ありがとうございました。

数の扱いについて、いろいろ困難なことがあるという事実が見えて まいりました。

どうぞ事務局のほうで工夫をしてくださいますようにお願いをいたします。

以上でよろしゅうございますでしょうか。

太田委員

長

できれば、今の私の発言に対して、見解をいただければと思います。

新野会長 藤山障害福祉 課計画推進係 では藤山係長、お願いいたします。

ありがとうございます。

評価あるいは目標、それに対する達成率の考え方ということで種々 御意見いただいたかなと思っております。評価につきまして、おっし やっていただいたように、もう少し細分化をして詳細な評価をという ことで御意見を頂戴いたしました。どれぐらいの細分化あるいは手法 かというのは、今ここでどこまでとお答えすることはできませんけれ ども、不足であるということの御意見はしっかりと受け止めまして、 評価の方法については改めて考えていきたいというふうに思っており ます。

そして目標及び実績達成率といったところですが、例えば施設を何カ所整備するというようなものについては目標値というようなイメージで皆さん捉えていただいたらいいかと思うんですが、このサービスの支給量、利用実績ということでいいますと、イメージとしては目標値というよりは、これぐらいの利用の方が、今後推移していくであろうという推計値のようなイメージのほうが計画の値の性質としては正しいのかなと思っております。ですので、超えているから十分だというようなことは事務局としても認識はしておりませんで、これぐらいの利用になるのではないかと推計しておったところ、それを超える利用実績があったのであれば、何か状況が、市域の状況が、そのサービスのニーズが高まっている状況があるのではないかとかいうようなことで分析をしていくことになりますので、決して御指摘あったような達成率が100%を超えているから十分であるというふうに認識をしているということはございませんので、そこについては御理解いただ

ければと思っております。もちろん、足りないからどう、超えているからどうという達成率だけで見るものではございませんので、もちろん、それを踏まえて次期計画の推計、どれぐらいの方がこのサービスを今後利用されていくのか。それに対する受け皿がちゃんと準備できているのかということについては、次期計画にも反映をしていきたいと思っておりますので、また数値等をお示しさせていただくタイミングには、改めて御意見頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

太田委員

すみません。

新野会長

太田さん。

太田委員

すみません。大事なことを聞くのを忘れていました。

これからこの目標を出していくに当たって、どうやってこの目標というのを検討していくことになるのか。その辺りについて大事なことだと思いますので、教えていただきたいと思います。

新野会長 太田委員

目標といいますのは、数値ですか。

そうです。数値目標についてです。

新野会長

数値を出すのをどのようにしていくのかということでございます。お答えいただけますでしょうか。

祉はい、ありがとうございます。

藤山障害福祉 課計画推進係 長

全ての項目を一つのやり方でやるわけではないので、一例を挙げて ということの説明にはなるかと思うんですが、今おっしゃっていただ いているサービスの支給量等についての部分でいいますと、多くはや はり近年の実績ということが、大きな一つの材料になることは間違い ありません。

それに加えまして、例えば制度の変更の状況であったりとか、市域 の施設の数が増えたり減ったりとか、市域の資源の整備状況等に応じ て、計画値ということは設定していくことになると思われます。

新野会長

はい、事務局、御努力をいただきたいと思いますので、この件に関しましては、以上をもちまして御了解いただきたいと思います。

では時間も迫ってまいりましたので、次の議題に移りたいと思います。

議題の3「障害福祉にかかる新型コロナウイルス感染症関連支援事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

藤山障害福祉 課計画推進係 長 障害福祉課の藤山のほうから説明をさせていただきます。

資料3を御覧いただければと思います。

令和元年度末、昨年度末頃から現在、令和2年7月までの新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、茨木市の動きのうち、障害福祉施策に関連するものを抜粋して説明をさせていただこうと思いま

す。

お手元のこの資料3につきましては、上半分、表の形になっている 部分が2月から7月までを時系列で表しまして、市が行ってきました 施策を実施時期ごとに配置をしております。

また下半分につきましては、この間の障害福祉サービス及び障害児 福祉サービスに関する動き、あるいはそれの関連施策を記載させてい ただいております。

それぞれの項目につきましては、関連する担当課といたしまして障害福祉課・相談支援課・子育て支援課の表記を(障)・(相)・

(子)という形で表記を付しております。

まず上半分の表について簡単に説明をします。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まりましてから、市民の皆様、事業者様ともにマスクあるいは消毒液が非常に手に入りにくい状況が続いたことを受けまして、市から配付を実施しています。

マスクに関しましては、事業者の皆様向けには2月の下旬と4月の中・下旬に合計2回、市内の障害者手帳をお持ちの方に対しましては、5月の下旬にお一人10枚ということで1回配付を行っています。

消毒液につきましては、障害福祉サービス、障害児もそうです。サービス事業者様に対して、次亜塩素酸水とアルコールを合計3回にわたって配付をさせていただいております。

また6月からはサービス事業所に対する応援給付金と、就労継続支援(B型)事業を利用する市民の方への就業支援金の給付を実施いたしまして、コロナ禍におけるサービス提供や利用が維持できる支援を行ってまいりました。

続いて資料の下半分の囲みについてです。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴いまして、4月から5月にかけて約1カ月半の間、大阪府にも緊急事態宣言が発令されました。個人に対する外出の自粛あるいは事業者の皆様に対する休業要請が呼びかけられる中、障害福祉サービスを含む福祉の現場におきましては、休業要請がされることもなく、支援を必要とする方のため、感染のリスクと隣り合う状況の中、サービス提供を続けていただいたというふうに認識しております。

サービスの提供に当たりましては、就労支援事業等でのテレワークの導入など、非接触での取組に対しても報酬算定が可能になる取扱いを実施いたしましたほか、学校の休校等によってニーズが高まった、放課後等デイサービスの支給量について、臨時的な取扱いを行う、あるいはそれに伴って利用者負担が増額した分について補助を実施して

おります。

また、市内の相談支援事業所と連携いたしまして、特に緊急的な支援が必要になる可能性のある市民に対しての相談支援体制の強化を図っております。

今後も新型コロナウイルスの影響が継続していくということが予想 される中、市としての施策だけでなく、事業者の皆様とも連携を継続 していくことが必要になっていると考えております。

簡単ではありますが、以上で説明を終了させていただきます。

新野会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら お受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

岡田さんですね。お願いします。

岡田委員

コロナに関しまして、マスクをいただきまして、それはとても感謝 しております。ありがとうございました。

それと質問ですけれども、6月の中旬に申請いたしました、茨木市障害者就業支援金ですけれども、私どもの通っているパン工房でも、販売先にも行けず売上がとても激減しております。それでこの就業支援金ですけれども、1回きりで終わるものでしょうか。

新野会長

ありがとうございました。

6月に就業支援金なるものが出された。これはまだ続く可能性があるのでしょうかという御質問ですね。

いかがですか。現在の状況で分かっている範囲でお答えいただきたいと思います。

河原障害福祉 課長

障害福祉課長の河原です。

就業支援金ということで、今後もあるのかというところなんですけども、こちらについてはまだ何も決まっておりません。実際、今回1万円の給付をさせていただく分については、今回1回ということでさせていただいているところです。

実際今後、現状もコロナの影響というのがどんどんこれからも広がっていくというようなところもあって、それによっての影響というか、そういうふうなところについては市としても把握に努めていきたいと思っておりますので、そういったところで注視をさせていただくというところにはなるのかなと。

ただ現状、今後やるかについては、まだ何も決まっていないという ところです。

新野会長

この障害者就業支援金というのは、ほかの自治体でも同じようにされているものなのですか。

河原障害福祉

課長

新野会長

いえ、これは茨木市の独自のものです。

ありがとうございます。

まだ方向性が決まっていないということでございますので、御承知 いただきたいと思います。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

はい、森脇委員さんです。

森脇委員 本脇です。

先ほどの岡田委員と同じことも含めてお話させていただきたいと思います。

マスク配付ですね。それはアベノマスクよりも早く、それも使い捨てのマスクが家に届いたということは、本当に驚きと安堵感がありましたので、私たちのお友達も、すごく喜んでいましたので、ありがたいなということをお伝えさせていただけたらと思います。

他市の方も、私、今高槻支援に通っていますので、他市の方は何でマスクないのみたいな感じで言われてたので、これ茨木市のオリジナルということも分かりましたので、本当にありがたかったなということをお伝えできたらなというふうに思っていました。

あと、これからコロナとともに生活していくということで、もう第 2波がきているという中で、いろいろとやっぱり当事者として不安な ことがたくさんあります。保護者がコロナになってしまったら、子ど もたちはどうなるんだろうとか、その場合、どういう対応をすればい いんだろう。子どもたちを預けて自分は入院するのかとかという、い ろんな不安がある中で、やっぱり相談するところ、いろんな、そのコロナにいろんなそれぞれ悩みがどんどん出てくると思うんです。その中で、やっぱり相談できるところの確保というところと、あと周知徹底ですよね。相談支援課さんも、もちろんあるとは思うんですけれども、どこに相談していいのかというところを、やっぱり周知徹底していただきたいということは思っています。

やっぱり先ほども出たように、相談支援員が、まだ100%ではないというような状況ですので、できるだけ早く、自分の相談支援員という形をつくっていただけたらありがたいと思っています。

それともう一つなんですけれども、コロナということがこれから当たり前になっていくので、これも一つの災害というふうに捉えて、これからずっとコロナは続きますので、災害時の対応のことも見直しをしていただきたいというふうに思っています。いろんな形で防災のことも、障害のある人たちの防災のことも取り組まれていると思うんですけれども、災害時、コロナの間、学校が休校になったんですよね。

22

そのときに、やっぱりそれぞれの御家庭がすごく負担が大きかったということもあったり、虐待の話とかもやっぱり聞こえたりとかしますので、その場合、市としてどういうふうな形でバックアップしていくのかということも、再度検討していただきたいというふうに思っています。

新野会長

はい、ありがとうございました。

たくさんのことをおっしゃってくださいました。

ちょっと私なりに整理してみます。

マスクの配付は大変ありがたいことでありました。ありがとうございますと御礼を申されました。

それから、当事者として不安なことが増えてきておりまして、相談 するところ、自分の相談支援員というのが確定しているのが望ましい ということでございました。これ2つ目ですね。

それから一つの災害と考えて、災害時取組の中に、このコロナ対応 を考えて取り入れていただきたいという御意見だったと思います。

この大きく3つのことをおっしゃったと思うんですが、よろしくお答えいただけますでしょうか。

竹下相談支援 課長

相談支援課長の竹下です。御意見ありがとうございました。

今回のコロナの感染拡大、本当に御不安の声、またどうしたらいいかという、日々そういう相談が入ってきたのも事実です。

自分がどこに相談したらいいかということを御存じない方も多々いらっしゃると思います。当事者の方だけでなく、御家族また知人、周囲の方の支えがあって、地域で在宅でお暮しという方も結構いらっしゃいますので、引き続き相談があったときならず、ないときでもいろいろな形で、相談していただけるよう、窓口の周知啓発は引き続き、続けていきたいと思っております。

新野会長 北川健康福祉 部長

部長がおいででございますので、お話いただきます。

健康福祉部長の北川でございます。

今日はすみません。会議に遅れてきたのも、これも実は今日1時から、コロナの災害対策本部会議がございまして、今おっしゃっているとおり、大阪北部地震と同様に、今回のコロナにつきましては市としましては災害対策本部という位置づけて、全部長がそろいまして対応をしているというところでございます。

ですので、おっしゃっている教育の問題であるとか就労の問題、また私ども福祉の問題、また保健の問題、全てそのコロナの対策本部の中で考えて方向性を見つけていくということになっております。

実は表につきましても、昨日大阪府のコロナの本部会議が5時から 開かれたということで、それを受けた形で今後市はどういう行動をと っていくんだと。イエローステージに入って、今度それのⅡステージ目に入る可能性もあるようなところも含めて、我々どういう行動、また支援対応施策をとっていくかということを考えているところでございますので、そういう対応をとってるいというところで御理解をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

新野会長

大阪府全体として考えていくという中で、進めていっていただくというお話でございました。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

森川さん、お願いいたします。

森川委員

障害者就労支援について、いろいろ書かれていましたが、障害者の 当事者から、どのような支援が求められているのか。そういうところ を聞いてもらえる機会というところを設けてもらえたらいいなと思っ ています。

実際に聞こえない立場でいいますと、10万円の給付金が初めホームページに載ったんですけれども、そこにやっぱり電話番号、言いたくはないんですけれども、必ず電話番号しかないということが多いんです。なので、ファックス番号が今回もなかったんです。それで直接交渉して、伝えてもらってファックス番号を今回載せていただきました。そういう意味で、やっぱりコロナに対して、見えない人・聞こえない人・ほかの障害の方も、どのような背景におられる、どのようなところでおられるのか。我々当事者もいろいろな不安を抱えていると思います。今例えば医療機関を受診するときに、やっぱり一緒に行っていただく支援者もいない。例えば、まず何か熱があったときは保健所に連絡してくださいというふうに言われるんですけれども、その中で電話もつながらない。ファックスで我々が送る場合、ファックスの返事がスムーズにいくのかどうか。いろんな課題がまだまだ残されているかなと思っています。そういうことを整理していただければなと思っています。

新野会長

ありがとうございました。

ただいまのは大変、障害当事者側からの支援の希望というのを汲み 上げてほしいという大変切実なお声だったと思います。

いかがでございますでしょうか。事務局としてお答えを頂戴できますでしょうか。

部長、お願いいたします。

北川健康福祉 部長 健康福祉部長、北川でございます。

先ほど申し上げましたように、今回コロナは、初めてで、国難といいますか、そういった状況でどうしていっていいのかというのはなか

なか答えのないまま、探りながらやってきたかなと思っております。

保健所につきましても、おっしゃっているとおり、本当に我々自身も保健所との対応というのは困難だったなと。まだこれもINGで続いているんですけども、我々が質問したことになかなか答えてもらえなかったりと、そういったところで障害をお持ちの方でしたら、よりそうかなと思いますので、その辺はやはり保健所の機能をもう少し我々がバックアップできるとか、協力できるようなところを一緒にやっていって、よりスムーズにできるように考えていきたいなと思っております。

それから資料3で、一連のこの事業をちょっとお示しにさせていた だいたんですけども、これで決して十分だというふうには思っており ません。ただ第1波が起きたときに、まずは何をやらないといけない のかといったところで、市場にないようなもの、マスクをお配りさせ ていただくということ。次には事業所支援をしていかないとというよ うなところで、応援給付金であるとか、B型事業所の利用者の方につ いての応援というようなことになっております。これからはウィズコ ロナですので、非常事態宣言ときみたいに、もう全てをやめてしまっ て対応していくのではなく、経済活動も並行しながら、どういった形 でコロナとつき合っていくのかと、その時新たな支援というのは、ど ういうものが必要かというのは、また、この辺はいろいろとお声を逆 に聞かせていただきたいなと思っているところでございます。全て、 それに応えられるわけではございませんけども、また限りある財源を 有効に使っていきたいと思いますので、いろんな御意見を事業者連絡 会であるとか自立支援協議会、またこういった場を通じて聞かせてい ただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしま す。

新野会長

よろしゅうございますか。森川さん。

ほかにはいかがでございますでしょうか。このコロナ関連に対して。

新野会長 中西委員

中西委員さんです。お願いいたします。

早急にマスクを配付されて、すごいなと思ったんですけれども、さっきからお話を聞いていると、やはりコロナに対する不安というのがすごい強いということで、Twitterとかを見ていても、いろんな噂とかいうのが飛び交って、それに右往左往されたり、確か三十何度のお湯を飲んだら、もう大丈夫とかですね。いろんな意見が飛び交っていて、その辺り、出しておられると思うんですけれども、特にそういう根拠らしきものの提示とか、そういうことに対する、そのいろんな方に対する支援というか教育というか、そういう辺りは今後非常に重要

で、それに振り回されてると非常に周りがなるので、その辺りを市として、どういうふうに、考えていると思うんですけども、どういうふうに具体的に考えているのかなというところが、ちょっと今後非常に情報として重要かなと思いまして、その辺り、またお考えでしたら、お聞かせ願えたらと思うんですけれども。

新野会長

ありがとうございます。

何かマイナスの要素が出回るという、その恐ろしさに対しては、茨 木市としては、何かお考えのところはあるのでしょうか。

お願いします。

北川健康福祉 部長

部長の北川でございます。

おっしゃるとおり、今もそうですけども、いろんな風評被害なども 出てきているところがございますが、正確な情報を伝えていくという のは、非常に行政の役割としては大事かなと思っています。

ただそこにつきましても、これだけやれば大丈夫だということではないかと思います。いろんな障害お持ちの方によっては、その伝え方が違ってくると思います。ただ広報誌というのは非常に大きな一つのツールだと我々は思っていますので、それは大事にしていきたいと思っておりますし、あとはホームページがありますけども、最近、市長が街宣というか放送の効く車で回って、市長のメッセージで伝えていただいているというようなところもございますので、そういったところも、いろいろ活用した形で、市としては発信していきたいなと思っております。

あと、今アプリもございますので、一応そういったところ、いろんな仕掛けを考えながら適切な情報発信に努めていきたいなというふうに考えております。

新野会長

ありがとうございました。

このコロナ対策に関しての御意見、御質問等、いかがでございますでしょうか。

森脇委員さん。

森脇委員 新野会長 森脇委員

4ページの就労支援の工賃のことが書かれているところ。

資料2に戻りますか。

すみません。資料2の4ページの、就労の工賃、お金の話が載っていると思うんです。その中で、やっぱりその保護者の意見というか、何件か就労されている保護者の話を耳にしたんですけれども、やっぱり事業所さんは3密を避けるために、いろんなその取り組みをされていて、交代で休ませたりとか、送迎のときから、もう車の中、すごい密なんですよね。なので、事業所も考えて、交代で出勤するとか、直接事業所に送迎するとか、いろいろ保護者の人にお願いをしたりとか

する形でされてると思うんですよね。なので、働くというところのまず環境整備を、市のほうもバックアップをしていただきたいなという ふうに思っていました。

もちろん工賃も上げていくのも大切なことなんですけども、もうコロナになってしまった以上、やっぱりまた働く環境というところが整わないといけないと思うんですよね。なので今回、障害者の就労支援金というところも考えてくださっているので、すごい働いてる方のことも考えてくださってるなと思うんですけれども、安心して事業所で働けるという環境を市のほうも一緒に考えていただいてアドバイスとかいろんな面でサポートしてもらえたら保護者も安心して子どもたちを働く場所に送り出せるということを保護者は言ってらっしゃいましたので、そのこともちょっと伝えさせていただけたらなと思いました。

新野会長

ありがとうございます。

就労に関して、働くことに関しての環境の整備も考えに入れていただきたいという御意見でございましたので、事務局としましても、どうぞ御参考になさって改善をしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

太田さん、ございますか。

資料3に戻りますね。

太田委員

このコロナの関係ですけれども、事業所としても、茨木市から多くの支援をいただきまして本当に感謝をしています。ありがとうございました。

特にこの資料でいいますと、その他の取組のところで、障害福祉サービス等の提供維持についてと書いていただいているところですね。 この障害福祉サービスの提供・維持が行えるよう、訪問や電話等による臨時的なサービスの提供についても、報酬算定が行えるようということで、対応をしていただきました。

これについてなんですが、第1波が終了といっていいのか分かりませんが、収まってきた段階で、一旦この取扱いは終了ということになっています。ただ、今もう第2波と言われているように、大阪でも感染者が増えていますし、茨木市でもいると思います。現場のほうではやっぱり利用者の方が、ちょっと今の状況ではもう行けないという形で自粛される方とか、そういった方ももう出てきている状況です。そういったところも踏まえて、また再度、こういった臨時的なサービスの提供についての報酬算定の取扱いを茨木市、これは市の判断で行えるということになっているものですので、茨木市としてもまた、そのような取扱い、運用ができるようにお願いしたいと思います。

それと、この障害福祉サービス事業所、当然サービスを継続する必要があるというところで、現場では、どうしても3密に、もうならざるを得ないような状況があります。そういったところでは、PCR検査を本当に速やかに受けることができて、ということがなければ、感染しているかどうか分からない中でずっと事業継続をするということをこれまでもしてきてるんですね。第1波のときに、実際に発熱した方がいまして、PCR検査、障害福祉課にもいろいろ相談に乗ってもらって保健所にも相談していったんですが、もう検査は受けられないというような状態でした。今現時点でどういった状況になっているのか。やっぱりこのPCR検査については、特にこういったリスクがある中で支援を受ける、しなければならない、そういう現場では、速やかに検査を受ける必要があると思いますので、現状どうやったら受けられるのかということを教えていただければと思います。

新野会長

太田さんから2点出ましたね。報酬算定のことと、それからPCR 検査がすぐできるんだろうか。

分かっている範囲でお答えいただければ。お願いいたします。 茨木市障害福祉課認定給付係の刈込です。

刈込障害福祉 課認定給付係 長

1点目、柔軟な取扱いにつきましては、今第2波が到来してきているというところで、市内の感染者数でありますとか陽性率とか、そういうところを見ながら、国の通知を参考にしながら検討していきたいなというふうに考えております。

北川健康福祉 部長 部長、北川です。

PCRの件ですけども、先ほど申し上げた、昨日も大阪府の会議の中でPCR検査の拡充というのは非常に大きく出されてきております。なかなかこれは茨木市単独でPCR検査をしますというわけにはいかない。基本的には大阪府保健所と地元医師会との協力を下に、もし市でするならば、そういったことが必要になってくるかと思っております。これについて、どうするかというのは種々検討しておりますけども、この場でどうこうと今申し上げる段階ではございませんので控えさせていただきたいと思いますが、ただPCR検査につきましても、大分柔軟な体制をとられてきてるというのは情報として聞いております。おっしゃっているとおり、やはり今後検査体制を拡充していくことが、一つ非常に重要なことであるということは十分認識しておりますので、それについては今後も引き続き、市としては検討していきたいと思っております。

新野会長

市として今後、頑張っていただくということでございますので、これにて、この議題は終了とさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは最後に議題4「その他」について、事務局からございましたら御説明をお願いいたします。

藤山障害福祉 課計画推進係 長 障害福祉課の藤山です。

その他として、特に案件という形では用意しているものはないんですけれども、ちょっと最初のスケジュールのところでお伝えし漏れたことが1点ありますので、委員の皆様にお伝えを追加でさせていただきたいと思っています。

先ほどのスケジュールの中で、その後太田委員の質問もあったように、この後のスケジュールが非常にタイトになってくると。非常に短い期間の中で検討を進めて、皆様の御意見を頂戴して、それを反映してという流れを進めていかなければいけない状況でございます。

もちろん、この会議については今後10月、12月にそれぞれ予定をした第2回、第3回の会議で主には議論を深めていければと思っておるんですが、その進捗の状況あるいは情報の量、そういったことに応じまして、場合によって郵便等で、御意見を臨時的に委員の皆様にお伺いをするような機会が生じる可能性があるということが、これは決定ではございませんので、絶対にしますということではないんですが、そういうような可能性がございますということだけ、お知りおきをいただきたいと思います。

もし、そのようなことがあった場合につきましては、お忙しい中だとは思いますけれども、またこちらからのそのお願いに沿って、御意見等頂戴できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新野会長 青木地域福祉 課長 ほかにございますでしょうか。

地域福祉課長の青木でございます。

今、日程の話がございましたので、冒頭太田委員のほうから、ちょっと御質問があった件で、3月の総合審議会の資料を送ってほしいということでお伺いしました。審議会と本分科会と役割分担をしておりますことから、全分科会委員に審議会の資料を送るということは今のところ考えておりません。終わり次第速やかにホームページ等に議事録とともに上げますので、そちらのほうで御利用いただきたいなと思っております。

新野会長 太田委員

太田さん、何か補足がございますか。

すみません。一斉に送るのは難しいということなんですけれども、 取りに行ったらいただくことはできるんですか。

ちなみに、私は分科会のみ参加してますけれども、茨木市からの委嘱上においては、同じ取扱いになっていると思います。そういう立場ですので。

青木地域福祉 検討してみます。 課長 よろしゅうございますでしょうか。 新野会長 地域福祉課のほうに個別にお尋ねになれば、お教えいただけるとい うことでございます。それでよろしゅうございますでしょうか。 本日の御連絡事項とか、ほかにございますでしょうか。 新野会長 お願いいたします。 本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、後日皆様にお 石井障害福祉 送りさせていただきますので、御確認をお願いいたします。 課課長代理 以上です。 新野会長 では、これをもちまして、第1回茨木市障害者施策推進分科会を終 了させていただきます。 皆様、長時間御協力をありがとうございました。 では事務局にマイクをお返しいたします。 委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。 石井障害福祉 次回の分科会は、令和2年10月頃を予定しております。開催まで 課課長代理 に改めて御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。